

令和5年度 第3回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和5年11月24日（金）15時30分～17時00分

■場所：

草津市役所 4階 行政委員会室

■出席委員：

栗田委員、福谷委員、大谷委員、中島委員、吉村委員、呉橋委員、中瀬委員、
元島委員、山本委員、中島委員、中司委員

■欠席委員：

松島委員、太田委員、夏原委員、牧委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

山本次長

■事務局：

健康福祉部	永池部長、江南副部長
障害福祉課	藤崎課長、木野課長補佐、國松課長補佐、田中主査、山元主査
子ども未来部	黒川部長
発達支援センター	田附所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

1名

1 開会

【江波副部長挨拶】

健康福祉部副部長の江南でございます。

「草津市障害者施策推進審議会」の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者福祉の向上に格別の御支援と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年度最後となる審議会でございますが、前回、委員の皆様方から頂戴いたしました御意見や、草津市障害児（者）自立支援協議会からの提言書を踏まえた計画案を作成させていただきました。

今回は、計画案について説明させていただくとともに、さらによりよいものとなるよう、忌憚なき御意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本日は、15名中11名の委員の皆様にご出席いただいておりますこと、草津市情報公開条例に基づき、当審議会は公開としておりますことを報告します。

それでは、規則に基づきまして審議会の進行を会長にお願いいたします。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 第3次草津市障害者計画（案）について

【事務局】

<資料1、資料2、資料3に基づいて説明>

【委員】

先ほど読んでいただいた資料2の中の最後のページ、8ページの事業者等の役割で、「障害のある人の雇用を促進し、個性と能力を生かした就労を継続的にサポートするとともに、働きやすい職場環境の整備を進めます。」というふうに記載されているのですが、具体的にはどのような形で進められるのか教えていただければと思います。

【事務局】

働きやすい環境づくりということで、いろいろなアドバイスや啓発などで御協力させていただければということで記載させていただいており、お互いにアドバイスし合っていけたら思っております。

【委員】

実際には今アドバイスとかはされているのですか。

また、事業所さんから、市役所に障害者雇用について、相談はあるのですか。

【事務局】

「湖南地域 障害者働き・暮らし応援センター りらく」というところに委託事業をしておりますので、そこを通じて、アドバイスや関係部署と連携して就労の支援、促進に努めています。

【委員】

具体的には「りらく」がされている事業が主体となっているということで、市として、主体的に動いているという形ではないですかね。

【事務局】

「りらく」とも一緒に動く場面もあるかと思いますが、御指摘いただいている箇所については、事業者等の役割となりますので、草津市の役割としては、同じページの上部「草津市の役割」の記載部分となります。

【会長】

事務局の説明いただいた箇所は、「行動の指針」ですので、具体的な対応について、説明に加えるところがあればお答えいただければと思います。

【事務局】

市の施策といたしましては「資料3」本編の55ページをご覧ください。

就労環境について、記載させていただいております。

「施策17 就労支援と雇用環境整備の促進」の中で、先ほど説明させてもらっておりますのが「90 障害者就労促進事業」です。

そのほかの事業としましては、「89 障害者福祉センター管理運営事業〔就労相談分〕」では、草津市立障害者福祉センターで就労相談を行い、「91 就労移行支援事業」、「92 就労

継続支援事業」ではサービス利用として、ケアマネジメントを踏まえて、日中活動系のサービス支給による当事者支援をさせていただいています。

また、「93 企業内人権啓発推進事業」では企業への働きかけということで、商工観光労政課とも連携しながら取り組んでいるところであり、事業者等とも障害者雇用について取り組んでいただくような環境整備をともに進めていきたいと考えております。

【委員】

4市の中の草津市以外の他市で、商工観光労政課を含めたところの課が、事業所に訪問して、障害者雇用の促進とか、何かお困りごとがないかっていうことも活発に行動されていると聞いています。

草津市はあまりされていないという風な意見が結構耳に入ってきたりしますので、事業者も、市の方から取り組むように言われてくると、考え方とか姿勢とかが変わってくるかと思うので、お忙しいとは思いますが、そのような地道な活動も、少し取り入れていただければと思います。

【委員】

先ほどの質問に関連するのですが、資料 56 ページ「96 職員採用事業」について、具体的にどのような事業か教えていただきたいと思えます。

【事務局】

職員課で実施している事業でございますが、法定雇用率の達成に向けて採用枠を設け取り組んでいる事業となります。

【委員】

4点ほど質問させていただきます。

まず、一つ目、指標のあり方で、前回の処理と今回の処理では、施策に対する成果指標を今回は目標に対する成果指標に切り替わっています。

複数の施策を目標の中から成果指標に切り替えて、一つをピックアップして、数値化した中で評価しようという、予定になっているようですが、施策全般を見渡した中で、何をやるかというのは非常に難しいのですが、あえてこの中から一つを選んで成果指標に切り換えて、代表して設定されておられますので、切り換えた経緯と、今回の目標、成果指標の捉え方について、質問したいと思えます。

二つ目ですけれども、内容が非常に多いので分からない部分もありますが、昨年、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が、新たに出来て、具体的に内容を反映するのが、57 ページ「施策 18 情報受発信の充実」ということで、この中の施策に包括されるようですが、具体的に障害者の方の立場で言うと、「99 日常生活用具給付事業 [情報・意思疎通支援用具]」と「100 コミュニケーション支援事業」の2点かと思えます。

新しい法律が出来て、さらに障害者のコミュニケーション、情報の伝達についての充実を図りますという話になるなかで、予算も絡むことですから、今後はこういうものに取り組んでいくというような何か計画や、どのような内容に充実を図っていくのかというのが二つ目の質問です。

三つ目ですが、細かい部分ですが、文字フォントのことです。

大きな文字から少し小さい文字、目次に関しては大きい文字など、多分、三つぐらいの文字フォントがあると思うんですけど、参考にどのフォントが使われたのか教えていただければと思います。

四つ目です。

例えば、資料 3 の 4 ページ、(2) 計画の対象、(3) 計画の期間で書き出しがずれている点や、6 ページ、半角ずれている点などは、最終、構成の中で修正されるのかといったことで

よろしいでしょうか。
私の方からは、以上です。

【事務局】

1点目の質問のところでございますけども、成果指標については、前回の計画では委員がおっしゃっていただいた通り、20の指標を作っておりました。

今回は目標ごとに、5つの形で整理をさせていただいております。

経緯といたしましては、PDCAなど、随時計画を進める審議の中で、御意見をいただいております。指標が多く、計画が実質どこまで進捗しているか分かりにくいといったお話をいただいております。

そのような中で、目標はそれぞれ五つの課題とか、施策の体系を作らせていただいておりますので、それぞれ一つずつ整理をさせていただいたものです。

成果指標といたしまして、市民意識調査の中で、ともに生きる社会の推進についての満足度というようなものなど、数値化出来て、かつ効果が分かるものを選ばせていただいて、今回設定させていただいております。

施策ごとの指標というところも考えましたが、各施策がどのような効果が出ているのかが分かりやすくするために、今回は5点に絞らせていただいて、それに伴って施策を評価させていただきたいと考えております。

それぞれの施策事業についても、どの程度進捗したかという部分は、それぞれ管理させていただく形にはなります。

2点目の情報受発信の充実についてですが、こちらも、委員おっしゃっていただきました通り、ページといたしましては、57ページ「施策18 情報受発信の充実」が該当します。

法律の趣旨について整理させていただいているのが、6ページの「⑨「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」でございます。令和4年の5月25日に公布、同日施行されております。

内容といたしましては、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進でございます。御指摘いただきました通り対応する施策は、57ページ「施策18 情報受発信の充実」ということで、この中の施策に包括されますが、具体的に障害者の立場で言うと、「99 日常生活用具給付事業[情報・意思疎通支援用具]」と「100 コミュニケーション支援事業」が関連するものでございます。

これらの事業につきましては、今後必要な用具や、新たな技術や製品が出来ることにより、給付の対象が変わるものと考えられることから、その都度、必要に応じて事業の見直しをさせていただき、法律の趣旨を踏まえながら、事業に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目ですが、主にMS明朝体で整理をさせていただいております。

大きく黒で太字に見える部分などは、MSゴシック体を使っておりまして、基本的にはMSゴシック体と、MS明朝体を使い整理させていただいております。

4点目ですが、御指摘いただきましたとおりでございます。

申し訳ございません。

ずれている部分につきましては、修正させていただきます。

【委員】

先ほど56ページの「96 職員採用事業」ということで、職員課を通じて雇用率に合わせた職員採用をされていると聞きましたが、「90 障害者就労促進事業」の中でも、採用しても職場定着が出来ていないことが課題になっていると思います。

市の中で、職場定着というか官公庁求人になってくると、介入がしにくくなっていくかと思うのですが、市役所の中で働いている方が、障害者雇用について、障害特性の理解や、配慮が少ないというような声を聞いておりますので、企業の就労、職場定着であるとか、

障害者配慮であるとかは、もちろん大事ですけれども、やはり市役所の中で正規職員、会計年度職員すべての方に対しての障害の特性に対する配慮、そして定着というものを、職員課中心かもしれませんが、いろいろな企業の見本となるような形で取り組んでいただければと思います。

また、市役所の中で、例えば、障害者雇用されている方について何か、悩み事があるとか、職場定着が難しいとか、いろいろな問題が生じたときに、どのようなところが窓口になって、どこに相談しに行けばいいのかとか、市役所の中で役割というか、障害者雇用についての担当の方とか窓口があれば、障害者雇用に結びつくのではないかと思いますので、何か検討していただければと思います。

【事務局】

昨年度ですが職員課が主催で、「手をつなぐ育成会」で実施いただいている「びわこ★めだか隊」さんに来ていただき、障害者理解について研修をしていただき、職員に周知啓発を図ったところです。

また、その動きが広がっておりまして、教育委員会、議会事務局につきましても「びわこ★めだか隊」を呼んでいただいて、教育委員会、議員向けに研修をしていただくなど、啓発を行っているところです。

また、合理的配慮につきましても、職員課で規程を定めておりまして、そこで合理的な配慮についても職員全員に周知しております。

特性や悩み事について、どこで相談したらいいかというところについては基本的にはその所属の中の所属長、係長にまず相談していただいて、それでも解決しないようであれば、職員課が窓口になって相談していただけるような体制をとっており、一定、合理的配慮、障害者理解については、解決していけるのではないかと考えております。

【委員】

職員が規程に基づいてということですが、どのような規定となりますか。

【事務局】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する草津市職員対応要領」というものを定めておりまして、インターネットで検索していただきますと閲覧いただけるものでございまして、職員の正しい行動について定めるものとなります。

【会長】

他に無ければ、次の議事にいきたいと思いますが、パブリックコメントとの関係もあり、今回の御意見等の反映後、修正が必要な箇所については、私と事務局で多少、文言等を調整させていただいて修正案を作成するというところでよろしいでしょうか。

---異議等なし---

(2) 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画（案）について

【事務局】

<資料4、資料5に基づいて説明>

【委員】

共同生活援助、グループホームについてなんですけど、11の事業所さんから22の事業所に

増えたということですが、グループホームの利用の性別について男性しか使えないとか、女性専用のグループホームもあるかと思しますので、どのような数の内訳になっているのか教えていただいてもよろしいでしょうか。

相談を受けるなかで、女子が利用できるグループホームがとても少ないということを知るので、草津市ではどのような状況か教えていただければと思います。

【事務局】

資料編の表につきましては、草津市に設置されているグループホームでございまして、男女で数値を分けているものではございません。

しかし、基幹相談支援センターで社会資源の情報等がありますので、お聞きいただいた女性が少ない状況につきましては、空き情報等を確認し、情報提供を行うことも出来ます。

男女利用できるグループホームが近年では増えてきておりますので、そういった情報提供をすることも出来ますので、よろしく申し上げます。

【委員】

資料編のサービス利用状況の表についてですが、定員と利用者数があり、絶対に定員を上回ってはいけないというものは無いという前提で見えておりますが、たくさん利用者のある施設もありますし、恐らく1日あたりの利用や、登録者数などによるものかと思っておりますが、定員20に対して利用37という施設が記載されています。

一度に20名入られることは無いと思うものの、定員数の考え方が質問の一点目です。

もう一点が、生活介護創作タイプの施設等、就労支援の例えばB型と同じ事業所が幾つかあるのですけれども、重複している施設はすべて、別々の受け付けや、申し込みについて、対象者は別なのかお伺いしたいと思っております。

【事務局】

定員に比べて利用者数の数が多い施設につきましては、御指摘いただきました通り、曜日ごとに来られるなど、その日ごとに定員を超えて利用されるということではございません。

曜日毎に利用されることにより、登録人数が定員を超えているような記載となっております。

2点目でございますが、生活介護と就労継続支援B型例えば一番上の事業所でございますが、就労継続支援B型に関しましては、就労における訓練の場というような位置付けになりますし、生活介護に関しましては、日中、その方が安全に過ごすというような形の支援になりますので、こちらのサービスの決定に関しましては、対象としては、別々となります。

中には併用で利用される方もございますが、基本的には、対象が違うものです。

【委員】

そうすると、利用の形として、例えば一つの施設に、今日はB型へ行って、次の日は生活介護へ行くというような利用があるということでしょうか。

【事務局】

その通りです。

就労の練習ばかりだと、御本人がしんどくなるので、息抜きの日を設けるというような形で分けられる御利用者さんもおられますが、必要性については、市障害福祉課の方で、精査の上決定をさせていただいております。

【委員】

たくさんの施設が増えて、受け皿も増えていくという意味では、安心かなと思うのですけ

ども、こういった施設への、運営上の補助とかはあるのでしょうか。

【事務局】

後日、支援給付というものになりますので、サービス費を事業者さんから請求をいただき、請求に基づいてお支払いをするということになります。

【委員】

精神保健福祉対策の強化ということで、具体的な指標というのを出していただけたのは大変ありがたいなと思っています。

保健と医療と福祉関係による協議の場の回数を目標として3回にするとか、具体的に数字に出てきており、少し連携などの面で、一歩進んでいくというように思います。

しかし、その内容を見ると目標の令和8年度末においてとか、令和11年度末においてとか本当にまだまだ道のりが長いと感じております。

計画では、目標を3回とされていますが、この目標であれば、連携が図れるとされている点がすごく疑問です。

家族としては、特に医療への口出しが本当にできない部分が現状あり、薬を出してもらえなかったらたちまちダウンしてしまいますし、障害手帳をもらうための診断書を書いてもらえなかったらという不安もあります。

傷つけられるようなことがあったとしても、言い出せないこともあります。

連携については、本当に早く進めていただきたいなと感じておりますし、いろいろ傷つけられることを重ねることで、本当に意欲を失くして地域と関わろうとする気持ちがなくなっていくますし、医療と福祉と行政とかそういう連携は本当に大事ですので、ぜひ、もうちょっと早いスピードで進めていただきたいなと思っています。

【事務局】

この会議の回数につきまして、回数が多ければ多いほど深まるかどうかという部分もありますので、こちらの精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標については、かなり検討して進める必要があると考えております。

基本的には保健所等が主導して動いていくというような形に、現在なっているものがありますが、草津市の方からも積極的に意見をお話しさせていただいており、医療との連携が必要ではないかといった、委員が御指摘いただいたことについても、草津市の意見として言わせていただいております。

昨年も保健所とともに病院にヒアリングに行くなど活動させていただいているほか、健康増進課等の医療関係の専門職と連携をして、積極的に取り組んでいこうと思っておりますので、また改めて、御助言や思いについて、積極的に市にも教えていただけたらと思っております。

【会長】

ありがとうございます。

数値はないよりは、委員が言われたとおりにあることが良いものですが、目標値を超えることを目指しながらも、実際はその中身が大事でありますので、色々な御意見を出していただき、会議の内容が実りのあるように、皆さんで取り組んでいただければと思います。

【会長】

今回のこの意見につきましても私と事務局の方でもう一度調整した形で修正案を出していきたいと思っております。

---異議等なし---

【会長】

議題については、以上になりますけどその他、委員の皆様から何か御意見等、ございましたらお願いしてよろしいでしょうか。

【委員】

障害年金のことについてですが、例えば手帳の交付とかのときに、窓口での案内や積極的な情報提供に努めて適切な利用を促進していますというようなことが書いてあるのですが、手帳を交付されるときに、お話もされているのだとは思いますが、まだその時点では年金まで頭が回ってないというか、まだ繋がっていない方が多いのではないかなと思っています。

障害者雇用の中では、給料が少ないという事を聞きますが、障害年金のことを知らない方は、結構たくさんおられるのが事実だと私は思っております。

障害年金の話をさせていただくと、それはどこでどうしたらいいのか分からないとおっしゃる方が多く、御自身が自力で年金を申請される方もおられるとは思いますが、とても大変な手続きだと思っております。

何か障害年金の相談会というようなものや、市民の方とか、手帳を持っていらっしゃる方に、制度を周知できるような手段について、経済的なことがしんどくなる方がたくさんおられますので、もう少し考えていただければと思います。

【事務局】

障害者年金については窓口にくられた際には、説明をさせていただいています。

また、啓発等に関しては、「草津市手をつなぐ育成会」さんの取り組みですが、障害者年金の勉強会を開催されておりまして、市の方からも後援等させていただき、啓発に努めさせていただいています。

【委員】

年金を受け取るには、発生した時点からの領収書からなど全部提出しなければならないかと思えます。

普通の方が、最初からの領収書など全部資料を持っているというのは、なかなか難しく、結局は受け取れないのがほとんどだと思います。

障害者側に立って考えて欲しいと思えます。

【委員】

「草津市手をつなぐ育成会」では年金学習会を草津市に後援いただいて開催させていただいています。

学齢期や幼児期から自分の子供さんのことについて、もしかして障害を持っているのではと考えていただいたときから、知っておかないといけないという考えから、病歴を積み上げていかないといけないので、皆さん学習しに来てくださいという形で、障害福祉課の窓口にも案内を置いていますし、各地域の小中学校には、すべてお配りさせてもらっています。

また、草津養護学校、障害者福祉センター、社会福祉協議会など、大体皆さんが行かれそうな場所には設置させてもらっているのですが、周知が足りていない部分は感じています。

会員に対しては、すべての方に周知してもらえるようにしていますし、市の孤立化防止検討会の方でされているサロンの案内も協力させていただいて、それぞれの地域の小中学校など配布して周知させてもらっていますが、草津市の広報のページも分かりにくい部分があることや、サロンの活動はまちづくりセンターや隣保館など、少しずつ広まってきているものの、難しいと感じています。

成年後見制度について、「NPO法人成年後見センターもだま」では、野洲市、守山市な

どは会場設定して、成年後見制度の相談会をされています。

草津市では、「NPO法人成年後見センターもだま」が草津市内にあるから、いつでも、相談可能なので、他市の相談会の会場設定が多いと聞きましたが、なかなか、皆さん行けないと思うので、市の方からも草津会場の設定について要望いただきたいと思います。

「草津市手をつなぐ育成会」の会員への周知は、会員数分の資料数を御準備いただいたら、周知する旨「NPO法人成年後見センターもだま」にお伝えしておりますが、広く草津市民となると、なかなかお知らせする方法が限定的になる点など、難しいと受けとめております。

今後、草津市ともっと連携をとって、うまく周知してもらえるような、いいような進み方をしていけたらと感じております。

質問というより意見です。

【事務局】

委員が御指摘の通り、なかなかいろんな制度等を作っても、周知啓発部分については、弱い部分があるという点は認識しています。

使っていただける制度等がいろいろとあるのに、知ってもらわなければ使ってもらえないので、今後も力を入れて周知していけたらと考えております。

成年後見制度についても、御指摘の通りでして「NPO法人成年後見センターもだま」に4市で委託をさせていただいており、湖南圏域の成年後見における中核機関としての役割を担っていただいています。

その中で成年後見に対する周知啓発には力を入れていくという点も委託業務としてありますので、御意見いただいた内容についても、「NPO法人成年後見センターもだま」にお伝えさせていただいて、成年後見制度について、より一層の周知啓発が広くできるように、色々な方法をこれからも考えていきたいと思っています。

貴重な御意見ありがとうございました。

【会長】

先ほどの意見にもございましたが、周知はすごく難しいと思います。

困ったときには、病院や自分の近しい人に相談というようなことになるとは思います。相談した人が、情報を知っていたら、そこから繋がってくることもあります。

そういう意味では、広く市民に周知し、少しずつでも情報を知っていただく機会を作ることが大事であると思います。

事務局でも非常に難しい点ではあるかと思いますが、検討いただければと思います。

【会長】

議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは以上で議事を終わらせていただいて、この後の進行は事務局の方でお願いしたいと思います。

【事務局】

予定しておりました議事につきまして、御審議賜りまして、ありがとうございました。

今回で今年度の審議会としては終了となりますので、最後に閉会にあたりまして、事務局より閉会のごあいさつを申し上げます。

【永池部長挨拶】

健康福祉部長の永池でございます。

今日は最終的な障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画について、御確認いただき、御意見をありがとうございます。

年明けにはパブリックコメントをさせていただいて、広く市民の方から意見をいただき、

最終決定をさせていただくという運びになりました。

また、会議の中で、計画に関することや、その他、色々な御意見も今回いただきました。

私どももこの計画を策定するだけで無く、毎年、進捗管理をしてまいります。

計画を進捗管理していく中で、いただいた意見も踏まえまして、施策に反映できるように、少しでも取り組んでまいりたいと思います。

これからも皆様方の意見を私どもに届けていただきましたら、何とか実施に向けて前向きに取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は長い御時間をいただきまして、ありがとうございました。

閉会の御挨拶とさせていただきます。

【事務局】

本日の審議内容を反映しまして、会長と最終調整させていただきました、来年、1月5日からパブリックコメントを実施させていただきます。

熱心な御審議をいただきありがとうございました。

今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げまして、審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。